

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会 地域福祉団体助成事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、だれもが地域で安心して暮らすことができる町づくりを推進するため、町民による福祉団体を財政面から援助するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる団体)

第2条 この要綱において、助成の対象となる団体は次のとおりとする。

- (1)東員町遺族会
- (2)東員障がい児者友の会
- (3)東員町障がい児者親の会
- (4)いなべ地区視覚障がい者協会
- (5)いなべ市聴覚障害者協会
- (6)東員町福祉事業所連絡協議会
- (7)東員町共同募金委員会
- (8)東員町民生委員児童委員協議会
- (9)その他、会長が特に認める団体

(対象となる活動及び経費)

第3条 当該申請年度における助成対象団体の福祉増進活動に要する経費に対して助成する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費は、助成の対象としない。

- (1) 役員報酬、人件費、光熱水費、家賃、食糧費
- (2) 特定の個人が使用したり、特定の個人に貸し出す備品の購入経費
- (3) 施設などの建物の修繕や改修に要する経費
- (4) 個人給付的な飲食費、宿泊費、見舞金などに要する経費
- (5) その他審査により趣旨に合致しないと判断された経費

(助成金の助成率及び限度額)

第4条 助成金の助成率及び限度額、交付条件は、本会の予算の範囲内で決定し助成する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、地域福祉団体助成金交付申請書（第1号様式）及び関係書類を本会会長へ提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 本会会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、助成金交付の適否及び助成金の額について審査し決定する。

2 本会会長は、前項の決定にあたり、必要に応じて別に定める地域福祉団体助成事業審

査会を開催し、意見を求めることができる。

(決定の通知)

第7条 本会会長は、前条の規定により決定した内容を、地域福祉団体助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(助成金の請求)

第8条 申請者は、前条の助成金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本会指定の請求書（第3号様式）により助成金を請求する。

(申請事項の変更)

第9条 助成金交付の決定を受けたもの（以下「助成決定者」という。）が、当該事業の内容を変更（本会会長が定める軽易な変更を除く。）又は中止しようとするときは、速やかに地域福祉団体助成事業内容変更（中止）承認申請書（第4号様式）を提出し、本会会長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 助成決定者は、翌年度の4月30日までに地域福祉団体助成事業実績報告書（第5号様式）に必要書類を添えて本会会長に提出しなければならない。

(交付の取消及び助成金の返還)

第11条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により助成金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 予定通り事業を実施したものの、残金が発生したとき。
- (4) 前3号のほか、本会会長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。